登録申請書(第一面)

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第45条の規定により、マンション管理業者の登録の申請をします。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

年 月 日 四国地方整備局長 殿 北海道開発局長 申請者商号又は名称 氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名) 電 話 番 号(ファクシミリ番号() 受付番号 受付年月日 申請時の登録番号 (登録の 日) (有効期間: 年 日 ~ 種類 登録番号 国土交通大臣登録()第 异 年 登録年月日 月 日 1. 新規 2. 更新 年 月 日から 有効期間 年 月 日まで 項番 ◎商号、名称又は氏名及び住所 11 フリガナ 法人・個人の別 商号、名称 1. 法人 又は氏名 2. 個人 郵便番号 住 所 確認欄 ◎代表者又は個人に関する事項 管理業務主任者の登録番号 12 役名コード フリガナ 氏 名 確認欄 生年月日 年 月 H

(第二面) 1 2 0 申請時の登録番号 受付番号 (項番 ◎法定代理人に関する事項 13 フリガナ 法人・個人の別 商号、名称 1. 法人 2. 個人 又は氏名 郵便番号 住 所 確認欄 ◎法定代理人の代表者に関する事項(法人の場合) 14 役名コード フリガナ 氏 名 確認欄 生年月日 年 月 日 ◎法定代理人の役員に関する事項(法人の場合) 15 役名コード フリガナ 氏 名 確認欄 生年月日 月 日 役名コード 15 フリガナ 氏 名 確認欄 生年月日 年 月 日 15 役名コード フリガナ 氏 名 確認欄 生年月日 年 月 日 役名コード 15 フリガナ 氏 名 確認欄 生年月日 月 日

(第三面)

	亚丹亚日	由建市公路台亚口	1 3 0
	受付番号	申請時の登録番号	
		() [[[[[[[[[[[[[[[[[[
項番	◎役員に関する事項	(法人の場合)	
21	役名コード	管理業務主任者の登録番号	1
	フリガナ		
	氏 名		確認欄
	生年月日 -		*
01	犯 カ ラード	佐田米ガンドゼの路は五口	I
21	役名コード フリガナ	管理業務主任者の登録番号	
	氏 名		確認欄
	生年月日 -		* 本
	<u> </u>	<u> </u>	
	l		1
21	役名コード	管理業務主任者の登録番号	
	フリガナ		मधा प्रदेशक
	氏 名 ———————————————————————————————————		確認欄
	工平方口	<u> </u>	*
			-
21	役名コード	管理業務主任者の登録番号	
	フリガナ		
	氏 名		確認欄
	生年月日 -	年 月 日	*
21	役名コード	管理業務主任者の登録番号	
	フリガナ		
	氏 名		確認欄
	生年月日 -	年 月 日	*

	受付番号		四 面) 青時の登録番号		1 4 0
	*	()			
項番 30	事務所の別 1. 事務所の名称	. 主たる事務所 2.	従たる事務所 *	事務所コード	
項番	◎事務所に関する事	·項 			
31	郵便番号				
	所 在 地				
	電話番号				確認欄
	法第56条第1項ただし		所であるかどうかの別	1. 事務所 2. 事務所でない	*
41	◎専任の管理業務主		<u>項</u> 		
41	管理業務主任者の登	球番写			
	氏名				確認欄
	生年月日 -	- 年	月日日		1/世市心作用
	工十/1日	_	Д [] Ц		<u>"</u>
41	管理業務主任者の登	録番号			
	フリガナ				
	氏名				確認欄
	生年月日 -	年	月日		*
41	管理業務主任者の登	録番号			
	フリガナ				
	氏名				確認欄
	生年月日 -	- 年	月 日		*
41	管理業務主任者の登	録番号			
	フリガナ				
	氏名				確認欄
	生年月日 -	- 年	月日日		*

(第五面)

項番	受付番号	(申請時の登録	番号		1 5 0
30	事務所の名称				* 事務所コード	
41	◎専任の管理業務主管理業務主任者の登		る事項(続き)			
-11	フリガナ	ж. ш 🧳				
	氏名					確認欄
	生年月日 -	- 年	月			*
41	管理業務主任者の登	録番号				
	フリガナ					
	氏名					確認欄
	生年月日 -	年	月	日		*
41	管理業務主任者の登	録番号				
	フリガナ					
	氏名					確認欄
	生年月日 ————————————————————————————————————	- [年[月	月		*
41	管理業務主任者の登	録番号				
	フリガナ					
	氏名					確認欄
	生年月日 -	- 年	月	日		*
41	管理業務主任者の登	録番号				
_	フリガナ					
	氏名					確認欄
	生年月日 -	·年	月	日		*

登録免許税納付書・領収証書、収入印紙又は証紙はり付け欄 (消印してはならない。)

備考

1 各面共通事項

- ① 申請者は、※印の欄には記入しないこと。
- ②「申請時の登録番号」の欄は、更新の場合にのみ記入すること。
- ③「役名コード」の欄には、下表により該当する役名のコードを記入すること。 ア 個人の場合には記入しないこと。
 - イ 代表取締役が複数存在するときには、そのすべての者について「01」を記入すること。

01	代表取締役(株式会社)	04	代表社員(持分会社)	08	監事	15	会計参与(株式会社)
02	取締役(株式会社)	05		13	代表執行役(株式会社)	09	その他
03	監査役(株式会社)	07	理事	14	執行役(株式会社)		

- ④ 「管理業務主任者の登録番号」の欄は、管理業務主任者である場合にのみ、その登録番号を記入すること
- ⑤ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで、姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び 半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。
- ⑥ 「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例) S - 3 7 年 0 6 月 1 3 日 M 明治 S 昭和 R 今和 [昭和37年6月13日の場合] T 大正 H 平成

⑦ 「住所」及び「所在地」の欄は、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ―(ダッシュ)で区切り、上段から左詰めで記入すること。

(記入例) 東京都千代田区霞が関2-11-3

2 第一面関係

- ①「登録の種類」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ② 商号、名称又は氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「商号、名称又は氏名」も、上段から左詰めで記入すること。
- ③ 「法人・個人の別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ④ 代表者又は個人に関する事項については、法人の場合で代表者が複数存在するときには、申請者である代表者について記入し、その他の者については、第三面の役員に関する事項に記入すること例えば、株式会社の場合で代表取締役が複数存在するときには、申請者である代表取締役について記入し、その他の者については、第三面の役員に関する事項の欄に記入すること(第三面であっても代表取締役の役名コードは「01」を記入すること。)。

3 第二面関係

- ① 商号、名称又は氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「商号、名称又は氏名」も、上段から左詰めで記入すること。
- ②「法人・個人の別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ③ 法定代理人の代表者に関する事項(法人の場合)については、代表者が複数存在するときには、その中から選任された1名の代表者について記入し、その他の者については、法定代理人の役員に関する事項(法人の場合)に記入すること。

例えば、株式会社の場合で代表取締役が複数存在するときには、その中から選任された1名の代表取締役について記入し、その他の者については、法定代理人の役員に関する事項(法人の場合)の欄に記入すること(法定代理人の役員に関する事項(法人の場合)であっても代表取締役の役名コードは「01」を記入すること。)。

④ 第二面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。

4 第三面関係

- ① 第三面は、申請者が法人の場合にのみ記入すること。
- ② 役員に関する事項の欄は、第一面で代表者として記入した者については記入しないこと。
- ③ 第三面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。

5 第四面関係

- ① 第四面は、項番 30 の事務所ごとに作成すること。
- ②「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ③ 「法56条第1項ただし書きに該当する事務所であるかどうかの別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ④ 法56条第1項ただし書きに該当する事務所については、項番 410元記入を要しない。
- ⑤「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ―(ダッシュ)で区切り、左詰めで記入すること。

(記入例) 0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1

6 第五面関係

- ① 「専任の管理業務主任者に関する事項(続き)」の欄は、第四面に記載しきれない場合に使用することとし、第四面の次に添付すること。
- ② 第五面は、項番 30 の事務所ごとに作成すること。
- ③ 第五面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。